

水循環基本計画（原案）に関する意見の募集について（意見募集要領）

令和 2 年 4 月 7 日
内閣官房水循環政策本部事務局

政府は、平成26年7月1日に施行された水循環基本法（平成26年法律第16号）（以下「基本法」という。）第13条の規定に基づき、水循環基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとしております。

現行の基本計画は、平成27年7月10日に閣議決定され、これに基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っておりますが、令和2年7月で5年が経過します。基本法第13条第5項において、「政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」とされているとともに、基本計画総論においては、「本計画は、おおむね5年ごとに見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」としています。

このため、水循環に関する情勢の変化や、水循環に関する施策の効果に関する評価等を考慮しつつ、新たな水循環基本計画（原案）をとりまとめました。

今般、下記のとおり、広く国民の皆様から、水循環基本計画（原案）に関するご意見を募集いたします。

皆様からいただいたご意見は、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 意見募集対象

「水循環基本計画（原案）」

2. 意見募集期間

令和2年4月7日（火）から令和2年4月20日（月）まで（必着）

3. 意見の提出方法

次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

《電子メールの場合》

送付先メールアドレス：hqt-mizujyunkan@mlit.go.jp

内閣官房水循環政策本部事務局あて

件名には、必ず「パブリックコメント意見」と記入してください。

文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

添付ファイルではなく、メール本文にご意見を記載してください。

《e-Govを使用する場合》

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメントの該当案件ページにある、意見提出フォームから提出してください。

2000文字を超える場合は、電子メールにより提出してください。

4. その他

- 氏名、職業、所属団体につきましては、いただいたご意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨を書き添えてください。
- ご意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合などには、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 電話による意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

5. 資料の入手方法

資料は電子政府の総合窓口（e-Gov）において入手可能です。

6. 問い合わせ先

内閣官房水循環政策本部事務局

担当 鈴木、上村 TEL: 03-5253-8389